

令和2年

第2回市議会定例会 議案第4号

函館市立高等学校及び幼稚園教育職員の給与、勤務時間

その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

函館市立高等学校及び幼稚園教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月3日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市立高等学校及び幼稚園教育職員の給与、勤務時間

その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

函館市立高等学校及び幼稚園教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和39年函館市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「費用」の後ろに「または公務のための旅行に係る費用」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

パートタイム会計年度任用職員の教育職員について、公務のための旅行に係る費用の弁償に関する規定を整備するため